

岩沼工場

(1) 処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	9, 231	7, 652	11, 210	9, 197	5, 410	11, 553	5, 706	6, 497					66, 456
木くず	t／月													0
紙くず	t／月													0
廃プラ	t／月	134	170	233	188	118	314	140	124					1, 421
その他	t／月	0	23	0	0	0	0	0	0					23
合計	t／月	9, 365	7, 845	11, 442	9, 384	5, 529	11, 867	5, 846	6, 621					67, 900

(2) 燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項口】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	炉内出口	集塵機入口	煙突
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※ 焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

(3) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項ハ】

設備(場所)	煙突下部ばいじん除去	B/F下1室～3室下部・低温A/H下部・ボイラー下 ロータリーバルブ内部ばいじん除去	煙突下部ばいじん除去	B/F下1室～3室下部・低温A/H下部・ボイラー下 ロータリーバルブ内部ばいじん除去
除去した日	5月26日、27日	5月26日、27日	10月22日、24日	10月22日、24日

(3) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)(1回/6か月以上)【規則第12条の7の2第1項2】

ばい煙 (測定位置: 煙突入口)	排ガス採取日		4/13	5/17	6/6	7/12	8/8	9/6	10/7	11/18			
	結果の得られた日		4/28	5/23	6/15	7/19	8/19	9/14	10/13	11/24			
	基準値	単位	測定結果										
硫黄酸化物	130以下	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満			
ばいじん	0.08以下	g/Nm3	0.0015	0.0083	0.0061	0.0064	0.0040	0.0015	0.0074	0.0028			
窒素酸化物	225以下	ppm	155	128	149	123	118	185	177	92.3			
塩化水素	700以下	mg/Nm3	定量下限値未満	2.94	2.44	2.07	定量下限値未満	11.7	12.5	定量下限値未満			

[illegible]